

航空機の変更登録申請に必要な書類

①航空機変更登録申請書（所有者の申請）

～航空法第7条、航空機登録令第12条～

②申請人発行の委任状（代理人が申請する場合）

～代理申請権限の確認～

③所有者（代表権のある者）の印鑑証明書（法人）（三ヶ月以内のもの）又は運転免許証等の写し（個人）

～各書類の真正性の証明～

④所有者の住民票（個人）（三ヶ月以内のもの）

～名義人の名前及び住所の確認（履歴が確認できるもの）～

注）所有者の氏名又は名称・住所に変更がない場合は提出不要です。また、法人の場合における法人登記事項証明書は提出不要です。

※1. 上記①～④は一般的な変更登録申請に必要な書類であり、個々の事例により必要書類が変更される場合があります。ご不明な点は下記窓口へお問い合わせください。

※2. 航空機の変更登録（定置場の変更を除く）を行った場合、航空機登録証明書が交付されます。航空機登録証明書は窓口での交付の他、希望する場合は郵送による交付も可能です。郵送による交付を希望する場合は、申請時に郵送用の封筒（B5サイズ以上、郵送先住所・氏名等を記載済み・切手貼付済みのもの）をご用意ください。

※3. 旧航空機登録証明書は速やかに返納してください。

※4. 航空法の規定により、航空機の所有者は変更の事由があった日から15日以内に申請しなければならいとされています。期限内の手続きをお願いします。

注）登録免許税について

登録免許税は、1機につき6,000円

【申請・相談窓口】

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 霞ヶ関合同庁舎第3号館7F

国土交通省航空局総務課 航空機登録担当官

Tel. 03-5253-8111(内線48146) Fax. 03-5253-1656

E-mail. hqt-register48146@gxb.mlit.go.jp

※従前使用していた hqt-register@ml.mlit.go.jp は、
2019年12月31日をもって廃止されます。

(受付時間 9:30～12:00 13:30～17:00)